

聖籠町訓令第六号

聖籠町建設工事請負業者等指名停止措置要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月十五日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町建設工事請負業者等指名停止措置要領の一部を改正する訓令

聖籠町建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和六十年聖籠町訓令第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「贈賄及び不正行為等に基づく措置基準」を「贈賄、不正行為及び暴力的不法行為等に基づく措置基準」に改め、同表に次のように加える。

<p>7 （暴力的不法行為） 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この表において「暴力団員」という。）であると認められるとき。</p>	<p>十二か月以上</p>
<p>8 有資格業者の経営に、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この表において同じ。）又は暴力団員が実質的に関与していると認められるとき。</p>	<p>十二か月以上</p>
<p>9 有資格業者である個人、有資格業者で</p>	<p>十二か月以上</p>

<p>ある法人の役員又はその使用人が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。</p>	
<p>10 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</p>	<p>六か月以上 十二か月以内</p>
<p>11 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。</p>	<p>三か月以上 十二か月以内</p>
<p>12 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が7から11までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p>	<p>三か月以上 十二か月以内</p>
<p>13 受注者が、7から11までのいずれかに該当する者を下請計契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（12に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。</p>	<p>三か月以上 十二か月以内</p>

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。